

赤穂市告示第34号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により赤穂農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により変更後の赤穂農業振興地域整備計画書を下記のとおり縦覧に供する。

令和8年6月24日

赤穂市長 牟禮正稔

記

- 1 変更理由
新田地区、上浜市地区のほ場整備事業実施に伴う農用地区域編入のため
- 2 変更箇所
農用地区域へ編入する土地に該当地番を追加
- 3 縦覧の場所
赤穂市産業振興部農林水産課（赤穂市役所2階）及び市ホームページ
- 4 縦覧を開始する日
令和8年6月25日（木）